

官報 号外 平成七年五月九日

○第一百二十二回 衆議院会議録 第二十四号

平成七年五月九日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成七年五月九日

午後一時開議

第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐

留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百一十九回国会、上原康助君外八名提出)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百一十九回国会、上原康助君外八名提出)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律(内閣提出、參議院送付)の趣旨説明及び質疑

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百一十九回国会、上原康助君外八名提出)

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百一十九回国会、上原康助君外八名提出)

日程第一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(第百一十九回国会、上原康助君外八名提出)

〔本号末尾に掲載〕
○鈴木宗男君登壇
における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するため必要な国及び地方公共団体の責務等の特別の措置を講じようとするものであります。

本案は、第百一十九回国会において上原康助君外八名から提出され、本委員会に付託されたものであります。その後、第百三十回国会において提出者から提案理由の説明を聴取いたしましたが、質疑に入らず、今国会まで継続審査となつていただものであります。

今国会、本委員会におきましては、四月二十七日、提案理由の説明を省略した後、審査に入りましたが、質疑の申し出もなく、本案に対し委員長たる私より修正案を提出いたしました。

本修正案は、戦後五十年の節目に当たる今日なお、米軍によって強制接収された膨大な駐留軍用地が存在する沖縄県の特殊事情のもとで生じた軍用地地主の方々はもとより、沖縄県民の御勞苦に配慮して取りまとめたものであります。

その趣旨は、
題名を沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う
特別措置に関する法律に改め、
受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところ

法に規定する補償金に相当する額を支給するものとし、この給付金の額は、年間一千円万円を限度とし、かつ、総額三千万円を限度として支給すること

国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとすること、

この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではないものとすること、

この法律は、平成七年六月二十日から施行し、平成十四年六月十九日限りでその効力を失うものとすること

等を内容とするものであります。

本修正案について、私から趣旨説明を行った後、国会法第五十七条の二の規定に基づき内閣の意見を聽取いたしましたところ、小澤沖縄開発府長官から、政府としては、原案に対しては反対であるが、同法案に対する修正案については院議を尊重することといったい旨の意見が述べられました。

次いで、原案及び修正案について一括して討論を行った後、採決の結果、修正案は賛成多数をもって可決、修正部分を除く原案は全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

国は、アメリカ合衆国から駐留軍用地の返還を受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところにより、国が支払っていた借地料または土地収用

を受けた場合、当該所有者等に対し、当該返還を受けた日の翌日から三年間を超えない期間内で、当該所有者等の申請に基づき、政令で定めるところ

により、国が支払っていた借地料または土地収用

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際 内閣提出、参議院送付、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣井出正一さん。

〔國務大臣井出正一君登壇〕

○國務大臣(井出正一君) ただいま議題となりました食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

食品の安全性に関する問題の複雑多様化、輸入食品の著しい増加、国民の栄養摂取状況の変化など、我が国の食品保健を取り巻く状況は大きく変化しております。また、規制緩和の社会的要請、規制の国際的整合化の要請に対応していくことも重要となっております。

今回の改正は、こうした状況の変化等にこたえ、食品の安全性の効果的な確保、食品を通じた国民の健康づくり等、総合的な食品保健対策を推進するため必要な措置を講じようとするものであります。

第一は、食品衛生法の改正であります。規制の国際的整合化を図りつつ、食品の安全確保を推進する観点から、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生大臣が定める場合に限り販売され、食品添加物の規制の見直しであります。

次に、残留農薬の策定を推進するため、農林水産大臣に対し、農薬の成分に関する資料の提供等の協力を求める仕組みを設けることとしておりま

ります。

さらに、食品の製造規制の弾力化であります。

従来、製造・加工の方針については、衛生上の観点から一律の基準により規制しておりました。が、近年の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより多様な食品の製造・加工を可能とします。

食品の検査制度について、輸入者による自主的な検査の普及等を踏まえ、適切かつ効率的な検査を実施するための改正を行うこととしております。

このほか、営業許可の有効期間の延長等、営業機関の質の向上及び地域における食品衛生水準の向上のための規定を整備することとしております。

第二に、栄養改善法の改正であります。

まず、食品の栄養表示基準制度の創設であります。塩分、カロリー等の過剰な摂取が問題となる栄養摂取の状況を踏まえ、栄養強化に関する表示の許可制度を、栄養表示をしようとする者が遵守すべき基準を定める制度へと改めることにより、食品の栄養成分に関する適切な情報を広く国民に提供することとしております。

また、乳幼児、妊娠婦等が用いる特別用途食品については、その表示の許可制度を維持しつつ、表示方法の弾力化を図る措置を講ずることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、公布の日から一年を経過した日からとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

〔青山二三君登壇〕

○青山二三君 私は、新進党を代表いたしまして、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案について、村山内閣総理大臣並びに厚生大臣に質問をいたします。

豊かになつたと言われる日本人の暮らし、その中にあって、特に食生活は戦後五十年の間に大きく変化してまいりました。国際化の進展に伴う輸入食品の増大、食生活の多様化など、五十年たつた今、飽食の時代とさえ呼ばれ、食べるものには何も不自由はしない豊かな社会になったはずです。しかし、私たち一般庶民のふだんの食生活は本当に豊かになつたと言えるでしょうか。どこかに大きなひずみがあるように思えてなりません。

見せかけの食生活は豊かになっているものの、多くの添加物が用いられ、人体への影響や安全性には疑問が多いのが現状です。

私たち消費者の安全な食品を求める権利は、憲法により保障されたものでございます。憲法第十三条は「すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他

を明確に規制する条文はありません。残留農薬の確保、積極的な国民の健康の保持増進等、消費者の安全を求める権利について明記し、国が国民の食生活に直接的な責任を持つという姿勢を明確に示すべきと思いますが、総理の前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、残留農薬等の基準の策定についてお伺いいたします。

輸入食品の増加と関連して人々が最も関心が高い、かつ不安を抱いているのは、残留農薬問題であります。残念ながら、食品衛生法には残留農薬を定めがない農薬は、規制がないため事實上野放しに近い状態となっております。政府は、この基準

について、二〇〇〇年をめどに二百農薬程度まで計画的に作成することを目標とされておりますが、これでは健康や生命に直接かかわりを持つ大切な食の安全を守るには遅過ぎます。一刻の猶予も許されません。そこで、国内で使用されている約三百あるすべての農薬について早急に残留農薬基準の整備を行うべきであると考えますが、政府

の対応をお伺いいたします。

また、我が国はカロリーベースで六割強の食品を海外に依存しておりますが、食品衛生法上の残留農薬基準が百三農薬にしか設定されていないので、他の基準未設定の農薬について食品安全性

を供給することについて、総理の御決意をまずお伺いいたします。

次に、食品衛生法の目的条項についてお伺いいたします。

○議長(土井たか子君) たゞ、この法律案に対する質疑がござります。これを許します。

食品衛生法の中には、残念ながら「消費者」という言葉も「食品の安全」という言葉も出てきません。飲食に起因する危害の防止と公衆衛生の向上、増進と言っているだけです。

消費者が生命と健康を侵されないように安全な制度化することとしております。さらに、食品の製造規制の弾力化であります。

従来、製造・加工の方針については、衛生上の観点から一律の基準により規制しておりました。が、近年の製造・加工技術の高度化に対応して、新たに個別承認制度を設け、規制の弾力化を図ることにより多様な食品の製造・加工を可能とします。

また、食品の輸入手続の効率化を図る観点から、電子情報処理組織を活用した届け出手続等を制度化することとしております。さらに、輸入食

品の検査制度について、輸入者による自主的な検査の普及等を踏まえ、適切かつ効率的な検査を実施するための改正を行うこととしております。

このほか、営業許可の有効期間の延長等、営業機関の質の向上及び地域における食品衛生水準の向上のための規定を整備することとしております。

中において、特に食生活は戦後五十年の間に大きく変化してまいりました。国際化の進展に伴う輸入食品の増大、食生活の多様化など、五十年たつた今、飽食の時代とさえ呼ばれ、食べるものには何も不自由はしない豊かな社会になったはずです。しかし、私たち一般庶民のふだんの食生活は本当に豊かになつたと言えるでしょうか。どこかに大きなひずみがあるように思えてなりません。

見せかけの食生活は豊かになっているものの、多くの添加物が用いられ、人体への影響や安全性には疑問が多いのが現状です。

私たち消費者の安全な食品を求める権利は、憲法により保障されたものでございます。憲法第十三

三条は「すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他

を明確に規制する条文はありません。残留農薬の確保、積極的な国民の健康の保持増進等、消費者の安全を求める権利について明記し、国が国民の食生活に直接的な責任を持つという姿勢を明確に示すべきと思いますが、総理の前向きな御答弁をお願いいたします。

次に、残留農薬等の基準の策定についてお伺いいたします。

輸入食品の増加と関連して人々が最も関心が高い、かつ不安を抱いているのは、残留農薬問題であります。残念ながら、食品衛生法には残留農薬を定めがない農薬は、規制がないため事實上野放しに近い状態となっております。政府は、この基準

について、二〇〇〇年をめどに二百農薬程度まで

官報(号外)

が確保されているとは言えない状況であります。そこで、基準未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止することは食糧の供給を困難にすることがあります。しかし、食品の安全性を求める観点から考えますと、食品添加物の規制で現在導入されているポジティブリスト方式に変更すべきと断固主張いたします。この件に関する厚生大臣の御見解を伺います。

現在、農薬の登録は農水省で、残留基準の策定については厚生省となつておりますが、これについては、一部に農産物の衛生規制として不十分であるという指摘があります。今回の改正では、農水大臣に対し、農薬の安全性に関する資料等の提供を求めることができる旨の規定が創設されておりますが、情報が一元的に把握され、効果的に運営されるべきであり、今後国内で新たに農薬が登録される場合には、同時に残留農薬基準が設定されるような仕組みにすべきであると考えます

が、厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

次に、食品添加物の指定制度の導入についてお伺いいたします。

今回の改正では、化学的に合成された添加物だけではなく、天然添加物についても指定制度の導入が図られたことは評価できますが、現在食品に使われている千五十一もの天然添加物については、安全確認もせず、そのまま使用を認めることにしております。これは、原則使用禁止、安全性の確認されたものののみ使用を認めるというポジティブリスト方式に例外を認めることになるのではないかとの国民の不安の声もあるわけござります。

食品添加物には、化学的合成添加物を含め実際には余りにも多種にわたっているため、一般消費者にはどのような添加物なのかわからぬことが多いのが現実であります。これら既存の天然添加物については、速やかに安全性の見直しを行い、使用できるものとできないものに振り分け、有害であることが実証された場合には使用禁止などの措置を行なうべきであると考えます。

厚生大臣はどのように取り組まれるおつもりなのか、お伺いをいたします。

次に、食品の安全性確保のための調査研究についてお伺いいたします。

食品の安全性評価に関する学際的知見の基礎整備と蓄積は重要な課題の一つであります。特に人

体の影響については、食品からだけではなく、水や大気からの影響も含めて、化学物質などの安全性を考慮する必要も出てまいりました。さまざま長期にわたる化学物質の摂取により、相乘的な影響が問題になります。

そこで、食品に含まれる物質の健康影響に関する研究、食品の安全性評価等の高度化に関する研究など、食品の安全性確保のための調査研究の推進について、政府の取り組みをお伺いしたいと思

ます。

次に、食品の安全基準の国際基準との整合性についてお伺いいたします。

本年一月に発効いたしました衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定によ

り、コードックス規格が事実上の国際基準と位置づけられる事態となりました。このことは、一言で言うならば食品の安全基準の規制緩和措置であ

ります。しかし、この規制緩和の推進は世界じゅうで注目される課題ではあります、食品の安

全性を確保するための規制はむしろ強化すべき点が

数多くあります。政府は、この緩やかな国際基準とその整合性において食品の安全性の確保をいかに

とついくおつもりなのか、総理の責任ある御答

弁を求めます。

次に、輸入食品の検査体制についてお伺いいた

します。

近年、我が国の貿易収支の不均衡、内外価格差などを背景として、市場開放、規制緩和が求めら

れており、できる限りの輸入手続の簡素化、迅速化を図る方向で今回の改正も行われております

が、これは検査体制の強化になると言えるのであります。

御答弁を求めます。

官報(号外) 第二十四号 平成七年五月九日

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する青山三三君の質疑

します。この場合も、輸入食品の安全性を確保することを大前提とすべきと考えます。

そこで、国民の食生活における輸入食品の比重の高まりを考えたとき、従来以上に輸入食品の安全性を確保することができるよう、検疫所における監視を強化することが重要と考えます。輸入相

手国の多様化による輸入食品届出窓口の増設、検査ニーズの多様化に対応するための検査機器の整備や担当職員の増員を求めておりますが、

政府の対応をお伺いいたします。

さらに、食品の製造・流通にかかる衛生の確保が我が国ほど徹底していない国々からの食品の輸入が増加していることを考えますと、輸入時に

水際で衛生の確保が十分でない食品を排除するだけでなく、こうした国々の食品製造や検査・輸出体制の整備にも積極的に協力し、我が国に輸入される食品の安全性が担保できるよう具体的な道を探るべきであり、これはまさに国際貢献につながるものであると考えますが、この件について

輸入が増加していることを考えますと、輸入時に

水際で衛生の確保が十分でない食品を排除するだけなく、こうした国々の食品製造や検査・輸出体制の整備にも積極的に協力し、我が国に輸入さ

れる食品の安全性が担保できるよう具体的な道を探るべきであり、これはまさに国際貢献につながるものであると考えますが、この件について

輸入が増加していることを考えますと、輸入時に

水際で衛生の確保が十分でない食品を排除するだけなく、こうした国々の食品製造や検査・輸出体制の整備にも積極的に協力し、我が国に輸入さ

れる食品の安全性が担保できるよう具体的な道を探るべきであり、これはまさに国際貢献につながるものであると考えます。

今後、あらゆる機会を通じて、国民の食の安全

性第一、健康第一を図るべく政府に強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○内閣総理大臣(村山富市君) 青山議員の質問にお答えいたします。

まず、消費者に安全な食品を供給することに関する決意についてのお尋ねであります。今回の食品衛生法及び栄養改善法の改正法案は、輸入食品の増大や食品の安全性の問題の複雑多様化、国際化といった諸状況の変化に対応し、食品保健行政を二十一世紀に向けて展開する基盤を整備するものと考えております。今回の法改正を踏まえ、今後とも引き続き、食品の規格基準の整備、輸入食品等の監視体制の充実など、国民の健康の確保を第一に考える見地から、総合的な食品保健体制を取り組んでまいる決意でございます。

次に、食品衛生法の目的規定の改正についての御答弁を求めます。

お尋ねでありますが、現行の食品衛生法は「公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的としてございまして、この規定は、青山議員の質問の中にもありましたように、憲法第二十五条、すな

わち「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。國は、すべての生活部

面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」という憲法の規定を受けて定められたものであります。

国民の生命や健康の確保を第一に考える趣旨のも

のでありますので、あえてこの規定を改正する必

要はないものと考えたところでございます。

次に、国際基準と国内基準の関係についてお尋ねがございましたが、国際基準は第一に消費者の健康の保護を目的として作成されているものでございますが、我が国においても基本的にはこのような国際基準により国民の健康が確保できるものと考えております。また、衛生植物検疫措置の適用に関する協定、SPS協定では、科学的に正当な理由がある場合等においては国際基準よりも厳しい基準を採用し得ること等の規定も盛り込まれているところであります。したがって、この協定の締結によって国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和を行う必要はなく、今後とも国民の健康確保を第一に考えて対応してまいりたいと考えていただけます。

次に、開発途上国に対する食品検査体制の整備の協力についてのお尋ねであります。これは、各國からの要望を考慮して、主として国際協力事業団を通じて実施しているところでございます。これまでにも、検査機器整備について中国の輸出入食品検査センターに対する無償資金協力を行なは、技術協力につきまして、タイ国保健省に対する食品衛生強化プロジェクトの実施、中国等への個別専門家の派遣、開発途上国からの研修生の受け入れ等を実施してきたところでございます。今後とも、これらの事業を推進することによりまして、国際的な食品衛生水準の向上に積極的に貢献してまいりたいと考えていただけます。

次に、食品保健関係の情報公開についてのお尋ねでありますが、今後とも、食品衛生調査会の審議に用いました資料について、知的所有権等に配慮しつつ、可能な限りの対応を行ってまいりたいと考えておるところでございます。また、消費者等に対しましても、食品の安全性に関しましては、わかりやすく体系的に適切な情報提供を行い、その相談に応じる事業を実施するなど、一層の情報提供に努めてまいりたいと考えていただけます。

○国務大臣(井出正一君) 青山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、国内で使用されている農薬すべてについて、残留農薬基準を策定すべきではないかとのお尋ねであります。国内における農薬登録と同時に残留農水産大臣に対し残留農薬基準の策定に必要な資料提供を求めることができる旨規定されております。厚生省といたしましては、今後、国内で使用される農薬のうち食品に残留するものについて、本規定に基づき、農林水産省の協力を得て、国民の健康確保の観点から残留農薬基準の整備を進めたいと考えております。

また、今後の残留農薬基準の整備については、二〇〇〇年までに少なくとも使用量の多いもの等二百農薬程度について基準策定を行うことを当面の目標としておりますが、引き続き、食品に残留する国内外で使用される農薬をカバーできるよう基準を策定してまいりたい所存であります。

次に、残留農薬の規制方式についてのお尋ねであります。我が国はカロリーベースで六三%の食品を海外に依存しておりますし、また、農産物に使用が認められている農薬は世界で約七百と言ふべきで、食品衛生法上の残留農薬基準は百三農薬についてしか設定されておりません。このような現状において、基準が未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止しますと国民への食糧の供給が極めて困難になること、また、国際的にも完全なポジティブリスト制を採用しておりますのは主要国では食糧自給国でありますアメリカのみであることから、現時点ではポジティブリスト方式への移行は困難であると考えます。

ただし、ポジティブリスト方式への移行につきましては、将来、相当程度基準が策定された段階で、国内外で使用される農薬数の推移とかあるいは、わざわざく体系的に適切な情報提供を行なうことで、国内外で使用される農薬数の推移とかあるいは、わかりやすく体的に適切な情報提供を行なうことを考えておるところでございます。また、消費者等に対しましても、食品の安全性に関しましては、わかりやすく体系的に適切な情報提供を行なうことを考えておるところでございます。

は国際的な規制の動向とか、さらには我が国の食糧自給の程度等を勘案して判断すべきものと考えております。

続いて、国内における農薬登録と同時に残留農薬基準を策定すべきではないかとのお尋ねであります。また、今回の改正に当たり検討いただいた食と健康を考える懇談会の報告書におきまして、国

は大変重要であると考えます。今回の法案策定に当たっても、各種の説明会等を行い、消費者団体等から広く御意見を伺うなど努力してまいりました。

最後に、食品衛生調査会の委員についてのお尋ねでございますが、これらは天然添加物の安全性能についての実績があり、また、人の健康確保にとって問題があるという具体的な知見の報告はなされておりません等の理由から、引き続き使用を認めるこ

ととしたところでございます。これら既存の天然添加物の安全性能についての実績があり、また、人の健康確保にとって問題があるという具体的な知見の報告はなされておりません等の理由から、引き続き使用を認めることがなった場合には、随時、流通を禁止する等必要な措置を講じるつもりであります。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

○議長(土井たか子君) これにて質疑は終了いたしました。

出席国務大臣

内閣総理大臣 村山 富市君
厚生大臣 井出 正一君

官報(号外)

出席政府委員	國務大臣	小澤潔君	田空港発、五月六日(土)午後六時同空港着の予定で、中華人民共和国訪問のため海外出張しますので御通知いたします。
厚生省生活衛生局長	小林秀資君		
衆議院議長	土井たか子殿		
内閣参総第七四号	平成七年四月二十八日		
内閣總理大臣	村山富市		
(法律公布奏上及び通知)			
一、去る四月二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。			
旅行業法の一部を改正する法律			
更生保護事業法			
再生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律			
郵便振替法の一部を改正する法律			
郵便貯金法の一部を改正する法律			
簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律			
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律(通知書受領)			
一、去る四月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。			
化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件			
一、去る四月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。			
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律			
刑法の一部を改正する法律			
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律			
放送法の一部を改正する法律			
一、去る四月二十八日、村山内閣總理大臣から土井議長あて、次の通知書を受領した。			
内閣参総第七四号			
(政府委員承認)			
一、去る四月二十七日、土井議長は、村山内閣總理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政			
府委員に任命することを承認した。			
一、昨八日、土井議長は、村山内閣總理大臣申し出の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。			
外務省総合外交政策局長 柳井俊一			
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 杉内直敏			
(政府委員任命)			
一、去る四月二十七日、村山内閣總理大臣から土井議長あて、二十七日議長において承認した山崎隆一郎を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。			
一、昨八日、村山内閣總理大臣から土井議長あて、八日議長において承認した柳井俊一外一名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。			
(政府委員解任)			
一、去る四月二十七日、村山内閣總理大臣から土井議長あて、二十七日(外務省総合外交政策局長柳井俊一の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。			
一、昨八日、村山内閣總理大臣から土井議長あて、八日(外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官)林陽の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。			
(議案提出)			
一、去る四月二十八日、内閣から提出した議案はり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 山崎隆一郎(解職) 平成二年五月八日			
(常任委員辞任及び補欠選任)			
一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官事務代理 山崎隆一郎(解職) 平成二年五月八日			
(議案付託)			
一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。			
平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一七号)			
政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第一八号)			
(議案送付)			
一、去る四月二十七日、参議院に送付した内閣提案案は次のとおりである。			
国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件			
精神保健法の一部を改正する法律案			
結核予防法の一部を改正する法律案			
(議案通知)			
一、去る四月二十七日、参議院送付の次回院提案案を可決した旨参議院に通知した。			
緑の募金による森林整備等の推進に関する法律			
記	官職名	姓 名	官職名
異動前の	官職名	異動後の	官職名
外務省総合外交政策局軍備管理事務代理	河合正智君	吉田公一君	河合正智君
山崎隆一郎	吉田公一君	河合正智君	吉田公一君
規制緩和に関する特別委員	河合正智君	吉田公一君	河合正智君
山崎泉君	永井折男君	吉田公一君	河合正智君

一、去る四月二十七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

旅行業法の一部を改正する法律案
更生保護事業法案

更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案

郵便振替法の一部を改正する法律案
郵便貯金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
放送法の一部を改正する法律案

(議案撤回)
一、去る四月二十七日、次の議案は委員会において撤回を許可した。

外国産牛肉輸入調整法案(江藤隆美君外四名提

出、第二百二十八回国会衆法第一二号)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、駐留軍用地 沖縄県の区域内において、駐

留軍(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。)の

用に供されている土地をいう。

二、駐留軍用地跡地 日本国との平和条約の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日の前日までの間ににおいてアメリカ合衆国が沖縄県の区域内において使用していた土地で当該土地の所有者に返還されたいるもの又は同協定の効力発生の日以降沖縄県の区域内において駐留軍の用に供されていた土地で当該土地の所有者に返還されているものと

をいう。

三、関係市町村 駐留軍用地又は駐留軍用地跡地が所在する市町村をいう。

四、その他政令で定める事項

三、駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

一、駐留軍用地の返還に係る区域

二、駐留軍用地の返還の時期

三、駐留軍用地の返還に際し講ずる措置

一、この法律は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

第二条 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならない。

第三条 国は、返還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聽かなければならない。

第四条 関係市町村の長は、返還実施計画について、
(沖縄県及び関係市町村の責務)
4、関係市町村の長は、返還実施計画について、
国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、見を聴かなければならない。

第五条 駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意

見を聴かなければならない。

第六条 国は、返還実施計画を定めたときは、遲滞なく、これを沖縄県知事及び関係市町村の長に通

(これらの土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)は、国、沖縄県又は関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画及び第十二条の県総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

第七条 国は、アラカジメ、沖縄県知事及び関係市町村が実施する施策に協力するとともに、これらの土地が第十条の市町村総合整備計画(以下単に「総合整備計画」という。)に即して有効かつ合理的に利用されるよう努めるものとする。

官報(号外)

6 前二項の規定は、返還実施計画の変更について準用する。

(駐留軍用地を返還する場合の措置)

第七条 国は、駐留軍用地を返還する場合においては、当該土地について、当該土地の所在する

周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)が異議を述べたときは、この限りでない。

2 国は、前項の措置を講じようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聞くものとする。

第八条 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地区画整理事業

(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百四十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ)、土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)による土地改良事業をいう。以下同じ)、その他政令で定める事業を施行

しようとする者があるときは、その者の申出により、当該土地を原状に回復せず、かつ、前条第一項の規定による措置を講じないでその所有者に返還することができる。ただし、国は、当該土地の上に存在する工作物の撤去その他これら

の事業が円滑に施行されたために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 国は、前項の規定により返還された駐留軍用地を、
2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

平成七年五月九日 衆議院会議録第二十四号 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び同報告書

地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払った

いた賃借料(当該土地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号))により使用されたものであると

きは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十

二条に規定する補償金の額)を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならぬ。

(調査及び測量)
第九条 国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならない。

4 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めたときは、過疎なく、これを沖縄県知事に報告するとともに、公表しなければならない。

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前二項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。
(市町村総合整備計画)

第十一条 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これらの土地と一体的に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようと

一 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項

二 交通通信体系の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

五 自然環境の保全及び回復に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聞くとともに、沖縄県知事に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

6 前二項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

6 前二項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十三条 総合整備計画に基づく事業のうち政令

で定めるものに要する経費について、国が負担

し、又は補助する割合については、他の法令の

するときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聽かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べよとする

ときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措

置法(昭和四十六年法律第百三十一号)による沖

縄振興開発計画その他法令の規定による地域振

興に関する計画との調和が保たれるとともに、

沖縄県における国土の利用に関する計画及び土

地利用に関する計画並びに関係市町村の建設に

関する基本構想に適合するよう定められなければならない。

規定にかかわらず、政令で特別の定めをする」とができる。

(国有財産の譲与等)

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものにする経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に對して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができること。

(都市計画法等による处分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地において総合整備計画に基づく事業が円滑に実施されるよう、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他処分について適切な配慮をするものとする。

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十五条 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(駐留軍用地跡地利用基金)

第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に対して総合整備計画に基づく事業を実施するため必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置

を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第十七条 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行ふ者(以下「関係地方公共団体等」という。)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)を関係地方公共団体等に対し、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 国は、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があった場合には、その者に對して、当該国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、ア

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

2 第十三条の規定は、平成七年度分の事業(平成六年度分の事業で翌年度に繰り越されたものを除くものとし、総合整備計画の決定前に実施されたものを含むものとする。)に係る経費に対する國の負担金又は補助金から適用する。

3 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一十九号の次に次の二号を加える。

二十九の一 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第二十九号)第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条から第九条までの規定による措置に関する事項。

4 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第二十号)の施行に関する事務を処理すること(他の行政機関の所掌事務に屬するものを除く。)

理 由

駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資するため、駐留軍用地を計画的に返還し、及び駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六十億円の見込みである。

三 委員会の目的及び要旨

沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案(上原康助君外八名提出、第二十九回国会衆議院第一二号)に関する報告書

一 本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(一) 国及び地方公共団体の責務

1 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

(二) 国は、駐留軍用地の整理縮小の促進に努めるとともに、駐留軍用地を計画的に返還し、駐留軍用地跡地の総合的かつ計画的な有効利用を促進するために必要な特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 有効利用を促進するために必要な措置を講じなければならないこと。

報 告 (号外)

- (一) 沖縄県及び関係市町村は、この法律に基づく施策を円滑に実施するものとすること。
- (二) 国は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地について、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画を定め、計画的な返還に努めなければならないこと。
- (三) 収還実施計画は、駐留軍用地の返還に係る区域、返還の時期、返還に際し講ずる措置等について定めるものとすること。
- (四) 国は、収還実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄県知事及び関係市町村の長の意見を聽かなければならないこと。
- (五) 関係市町村の長は、収還実施計画について、国に対し意見を申し出るときは、あらかじめ、駐留軍用地の所有者の意見を聽かなければならぬこと。
- (六) 駐留軍用地を返還する場合の措置
- (一) 国は、駐留軍用地を返還する場合には、当該土地の所在する周囲の土地利用の状況に応じた有効かつ合理的な土地利用が図られるよう必要な措置を講ずるものとすること。ただし、当該土地の所有者が異議を述べたときは、この限りでないこと。
- (二) 国は、駐留軍用地を返還する場合において、当該駐留軍用地において土地整理事業、土地改良事業等を施行しようとする者があるときは、その者の申出により、当

- 該土地を原状に回復せず、かつ、(一)による措置を講じないでその所有者に返還することができる」とし、その駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、国が当該土地につき支払ったいた借料を基準として政令で定めるところにより算定した額を支払わなければならないこと。
- (七) 収還実施計画は、駐留軍用地の返還に係る区域、返還の時期、返還に際し講ずる措置等について定めるものとすること。
- (八) 国は、(一)の事業のほか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができるること。
- (九) 調査及び測量
- 国は、沖縄県知事又は関係市町村の長が総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、当該調査及び測量が円滑に行われるよう必要な援助をしなければならないこと。
- (十) 市町村総合整備計画
- 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を総合的に整備する必要があると認めることは、市町村総合整備計画を定めることができること。

- (十一) 県総合整備計画
- 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができる。
- (十二) 国有財産の譲与等
- (一) 国は、沖縄県、関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。
- (二) 国は、駐留軍用地の所有者から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地を存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けた旨の申出があった場合は、その者に対する、当該国有財産を無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

- (十三) 施行期日等
- (一) この法律は、平成七年四月一日から施行するものとすること。
- (二) その他関係法律の整理等を行うものとすること。
- (一) 本案は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にからみ、駐留軍用地を返還し、その有効利用を促進するため必要な措置を講じようとするものであるが、返還軍用地跡地の有効利用を一層促進するための特別措置等を講ずることを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
- (二) 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費
- 本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。
- なお、本修正により、経費は減額も見込まれる。
- (三) 本案施行に要する経費としては、平年度約六十三億円の見込みである。
- 四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
- 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
- (一) 国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して小澤沖縄開発厅長官から「政府としては、原案に反対するが、同法案に対する修正案については、院議を尊重する。」旨の意見が述べられた。
- 右報告する。
- 平成七年四月二十七日
- 平成七年四月二十七日
- 沖縄及び北方問題に
関する特別委員長 鈴木 宗男
- 衆議院議長 土井たか子殿

らの事業が円滑に施行されるために必要な措置を講じて返還しなければならない。

2 國は、前項の規定により返還された駐留軍用地跡地の所有者に対し、当該土地の返還日の翌日以後三年を超えない範囲内において政令で定める期間につき、國が当該土地について支払っていた賃借料(当該土地が日本國とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本國における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和二十七年法律第二百四十号)により使用されたものであるときは、同法第十四条の規定により適用する土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第七十一条に規定する補償金の額)を基準として政令で定めることに由り算定した額を支払わなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、一の所有者等について支給する給付金の額は、三千万円から当該所有者が支払を受けた補償金の総額を減じて得た額を限度とす。て当該所有者等が支払を受けた補償金の総額を限度とする。

4 共有の土地について前項の規定を適用する場合には、共有者全員を一の所有者等とみなす。

(調査及び測量)

第九条 國は、沖縄県知事又は関係市町村の長

が、総合整備計画の策定その他この法律に基づく施策を実施するため、○同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、○同委員会において返還が合意された駐留軍用地についての実施にあつせんを申請することができる。○同委員会において返還が合意された駐留軍用地に必要な援助をしなければならない。

(市町村総合整備計画)

第十条 関係市町村の長は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地(これら)の土地と一緒に整備すべき土地を含む。次条において同じ。)を総合的に整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができる。

2 市町村総合整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の総合整備に関する基本の方針に関する事項

二 交通通信体系の整備に関する事項

三 生活環境の整備に関する事項

四 農林水産業、商工業その他の産業の振興並びに観光及び保養地の開発に関する事項

五 自然環境の保全及び回復に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の総合整備に関し必要と認める事項

3 関係市町村の長は、市町村総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、県総合整備計画の変更について準用する。

(総合整備計画と他の計画との関係)

第十二条 総合整備計画は、沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十二号)による沖縄振興開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるとともに、

5 沖縄県知事は、前項の規定により市町村総合整備計画について報告を受けたときは、内閣総理大臣に報告するものとする。

6 前二項の規定は、市町村総合整備計画の変更について準用する。

(県総合整備計画)

第十三条 沖縄県知事は、アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に総合的に整備する必要があると認めるときは、前条第一項各号に掲げる事項について県総合整備計画を定めることができる。

2 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。この場合において、関係市町村の長は、意見を述べようとするときは、あらかじめ、県総合整備計画に係る土地の所有者(当該土地の上に賃借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)の意見を聴かなければならない。

3 沖縄県知事は、県総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するものとする。

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のはか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができ。規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

2 国は、前項の規定の適用を受ける事業のはか、総合整備計画に基づいて行う事業で政令で定めるものに要する経費については、沖縄県及び関係市町村その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができ。規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

(都市計画法等による処分についての配慮)

第十四条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、のため都市計画法等による処分についての配慮

2 年法律第二百号)その他の法律の規定による区域の指定、計画の決定その他の処分について適切な配慮をするものとする。

3 当該事業が円滑に実施されるよう

平成七年五月九日 衆議院会議録第二十四号

沖縄県における駐留軍用地の返還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法案及び同報告書

一一一

(駐留軍用地跡地等の利用促進のための措置)

第十五条 国は、(合同委員会において)アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地において総合整備計画に基づく土地区画整理事業、土地改良事業その他○政令で定める事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(駐留軍用地跡地利用基金)

第十六条 国は、関係市町村及び土地開発公社に

対して総合整備計画に基づく事業を実施するため必要な公共用地の取得に要する資金の貸付け等を行うため沖縄県が基金を設置するときは、当該基金の設置に関し必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(国有財産の譲与等)

第十七条 国は、沖縄県、関係市町村その他政令

で定める公共の利益となる事業を行なう者(以下「関係地方公共団体等」という)が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二条に規定する国有財産をいう。以下同じ。)を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

12 国は、駐留軍用地の所有者(当該土地の上に質借権その他政令で定める権利を有する者を含む。)から、総合整備計画に基づく事業を実施するため当該土地の上に存在する国有財産を譲り受け、又は借り受けたい旨の申出があった場合には、その者に対して、当該国有財産を無償又

は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

3 第十五条 国は、前二項に規定する場合のほか、総合整備計画に基づく事業の実施を促進するため、

(合同委員会において)アメリカ合衆国との間で返還が合意された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地の区域内に所在する国有林野その他の国有財産の活用について適切な配慮をするものとする。

(この法律の円滑な実施等)

4 第十六条 国は、駐留軍用地の整理縮小を求める沖縄県民の意向に留意しつつ、この法律の円滑な実施に努めるものとする。

2 この法律及びこの法律に基づく措置は、日米安保条約及び日米地位協定の円滑な実施を妨げるものではない。

(政令への委任)

5 第十七条 この法律に定めるもののほか、この法

律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

6 第十八条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

2 (国の負担等に関する規定の適用)

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

3 第十三条の規定は、平成七年度分の事業に對する。

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

4 第十四条の規定は、平成七年度分の事業に對する。

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

5 第十五条の規定は、平成七年度分の事業に對する。

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

6 第十六条の規定は、平成七年度分の事業に對する。

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

7 第十七条の規定は、平成七年度分の事業に對する。

この法律は、平成十四年六月十九日限り、その効力を失う。

に伴う
還及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する特別措置法(平成六年法律第号)

○第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法

及び同法第七条から第九条までの規定による措置に関すること。

4 (沖縄開発庁設置法の一部改正)

4 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十

九号)の一部を次のように改正する。

5 第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 沖縄県における駐留軍用地の返還

及び駐留軍用地跡地の利用の促進に関する法律

に對する法律

特別措置法(平成六年法律第七号)の施

行に関する事務を処理すること(他の行政

機関の所掌事務に屬するものを除く)。